普通徴収への切替が認められる場合について

特別徴収の完全実施に伴い、適正な理由がなく事業所の希望により普通徴収を選択することはできません。原則、全従業員が特別徴収となりますが、以下の切替理由に該当する場合のみ普通徴収とすることができます。そのため普通徴収として給与支払報告書を提出する場合は、下記事項にご留意お願いします。

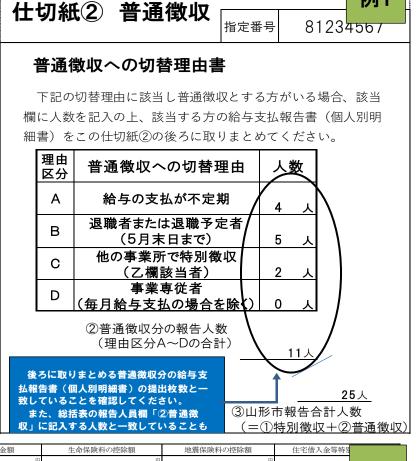
理由 区分	普通徴収への切替理由
A	給与の支払が不定期
В	退職者または退職予定者 (5月末日まで)
С	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者)
D	事業専従者 (毎月給与支払の場合を除く)

切替理由に該当し普通徴収とする場合

- ・仕切紙②に該当人数を記入して下さい。 (例1図参照)
- ・給与支払報告書の摘要欄に理由区分を記入して 下さい。(例2図参照)

普通徴収として提出する給与支払報告書の枚数 と総括表・仕切紙に記入した人数が一致すること を確認してください。

★摘要欄に理由区分の記入がない場合は特別徴収となりますので 理由区分の記入漏れがないよう ご注意ください。



〇令和 5 年度育児休業等により普通徴収だった方について

- ・令和6年度(令和6年6月分から)は特別徴収が可能な場合 給与支払報告書の提出の際に①特別徴収に区分して提出して下さい。あわせて、令和6年度分の特別徴収新規該当 者届の提出をお願いします。
- ・令和6年度(令和6年6月分から)も特別徴収が不可能な場合 給与支払報告書の提出の際に**②普通徴収A(給与の支払いが不定期)**に区分して提出してください。

〇電子的提出(エルタックスなど)により給与支払報告書を提出する際の留意事項

電子的提出(エルタックスなど)で給与支払報告書を提出する際、普通徴収とする方がいる場合は、普通徴収切替理由 書の提出は不要ですが、普通徴収欄の入力と併せて上記記載例2のとおり、必ず給与支払報告書の摘要欄に普通徴収と する理由区分を入力してください。なお、摘要欄に理由区分の入力がない場合は、普通徴収欄に入力があっても特別徴収 となる場合がありますので、ご注意ください。

令和6年度 給与支払報告書の提出について

山形市では特別徴収の完全実施を行っています。 —

所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方は、地方税法及び市税条例の規定により 原則、住民税の特別徴収が義務付けられています。

適正な理由がなく、希望により普通徴収を選択することはできませんのでご注意ください。 **詳しくは4頁の『普通徴収への切替が認められる場合について』をご確認ください。**

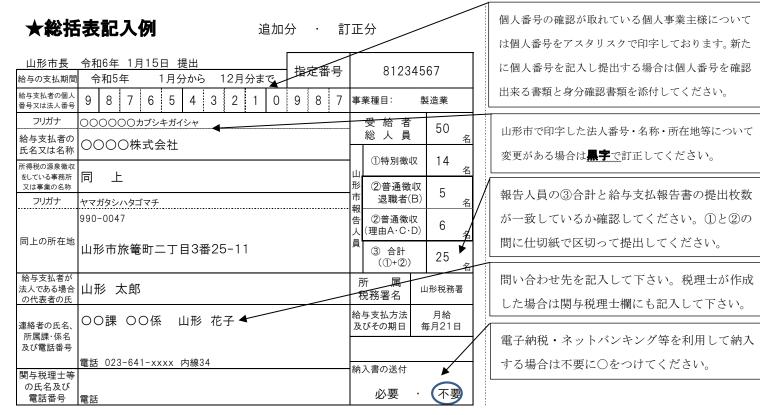
★給与支払報告書の提出が必要な場合

例1

給与支払報告書は、令和6年1月1日に山形市に住民登録のある方について、金額の多寡にかかわらず令和5年中に給与の支払があった方全員分(退職者、パート、アルバイト、季節雇用等を含む)を提出してください。

※電子的提出(エルタックスなど)をご利用の場合、紙による総括表及び給与支払報告書の提出は不要です。

令和6年度から特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ(正本)での受取が可能になります。並びに特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)が廃止されます。個人住民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)の電子での受取を希望される場合は、受給者番号が必須となります。また、受給者番号として使用できない文字がありますのでご注意ください。詳しくは https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036 をご覧ください。



◇提出の際は、給与支払報告書を仕切紙によって

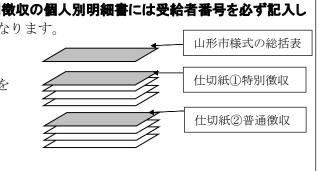
①特別徴収、②普通徴収に分け、総括表を表紙にして提出してください。

なお、税額通知書の記載順は原則受給者番号順となります。①特別徴収の個人別明細書には受給者番号を必ず記入し

てください。※受給者番号がない場合の税額記載順は、カナ氏名順となります。

◇総括表は**山形市が送付した総括表を使用してください。**

- ・税理士などに提出を依頼する場合は、山形市が送付した総括表を お渡しいただき、提出の際に添付するよう伝えてください。
- ◇法定様式の総括表を使用する場合も、<u>山形市が送付した総括表を</u> 1番上に添付してください。



○提出先: 〒990-8540 山形市旅篭町二丁目3番25号 提出期限:**令和6年1月31日(水)**

山形市財政部市民税課 Tm 023-641-1212(内線 304~310,366)

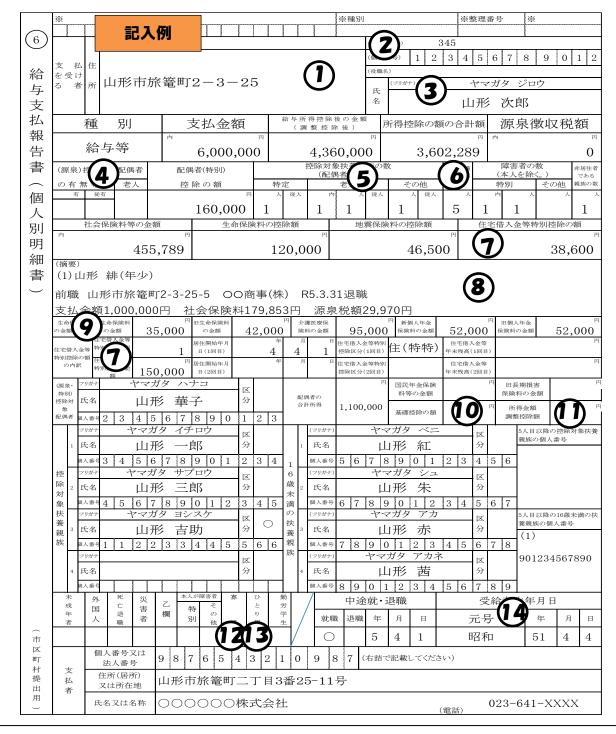
給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法

★令和6年度からの変更点について

〇扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲の見直しがされます。変更点の詳細や年末調整のしかた については、「年末調整がよくわかるページ(令和5年分)」

国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm をご覧ください。

○令和5年中に退職所得(源泉徴収されたものに限る)のある配偶者又は親族等の退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下になる場合には、納税義務者が個人住民税の配偶者(特別)控除、扶養控除、障害者控除、調整控除、 寡婦・ひとり親控除を受けることができます。(右表⑧摘要欄の**⑤**参照)



★山形市からのお知らせ

- ○令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります。詳しくは山形市ホームページトップページ 暮らしの情報>暮らし・手続き>税金>個人市県民税>お知らせ>令和6年度から森林環境税(国税)の課税 が始まります をご覧ください。
- 〇山形市から送付する納入書の様式が令和6年の1月通知分から変わります。

① 住所	令和6年1月1日現在の住所を記入してください。
② 受給者番号	税額決定通知書の記載順となりますので必ず記入してください。記入がない場合はカナ氏名順となります。
③ 個人番号・氏名・フリガナ	記載漏れがないよう、正確に記入してください。
④ (源泉)控除対象配偶者の	控除対象配偶者の適用を受けている場合は○を記入し、控除の額も記入してください。老人控除対象
有無等及び配偶者(特別)	配偶者(70歳以上)に該当する場合は老人欄にも○を記入してください。※配偶者特別控除の適用を受
控除の額	けている場合には○を記入せず配偶者特別控除の額のみ記入してください。
⑤ 控除対象扶養親族の数	扶養親族の生年月日に注意してください。なお、個人別明細書下部の氏名・フリガナ・個人番号も人
(配偶者を除く)	数の記載と併せてご記入ください。
	・特定扶養【平成 13 年 1 月 2 日~平成 17 年 1 月 1 日生】19 歳以上 23 歳未満
※記載漏れや誤りは控除が適	・老人扶養【昭和 29 年 1 月 1 日以前生】70 歳以上 ※老人扶養のうち本人又は配偶者の直系尊属であり
用できない場合があります	同居している場合は内書欄に人数を記入してください。(同居加算)
	・その他扶養【平成 17 年 1 月 2 日~平成 20 年 1 月 1 日生】16 歳以上 19 歳未満
	【昭和 29 年 1 月 2 日~平成 13 年 1 月 1 日生】23 歳以上 70 歳未満
⑥ 16 歳未満扶養親族の数	年少扶養【平成20年1月2日以降生】16歳未満
⑦ 住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は 住宅借入金等特別控除の額・可能額・適用数・居住開始
※記載漏れや誤りは訂正分の	年月日(和暦)・控除区分(住・認・増・震)を記入してください。なお、その控除区分が <u>特定取得、特</u>
提出を求める場合があります	例取得、特別特定取得、特別特例取得、特例特別特例取得に該当する場合は、控除区分の隣に(特)、
	<u>(特特)、(特特特) を付して記入してください。</u>
⑧ 摘要欄	●『普通徴収』と記入したうえで、普通徴収理由区分(A・B・C・D)を記入してください。
r	②前職分給与を含む場合は前職分の支払金額・社保・源泉徴収税額・前事業所名と住所・退職年月日
●普通徴収とする場合	を記入してください。(複数分合算している場合も同様に事業所ごと記入してください。)
❷前職分給与を含む場合	❸括弧書きの数字を付し5人目以降の扶養親族の氏名を書いてください。その対象者の個人番号は『5人目
❸扶養親族が5名以上	以降の控除対象(16歳未満の)扶養親族等の個人番号』欄に対応関係が分かるように記入してください。
4同一生計配偶者	●同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が特別障害に該当する場合は配偶者の氏名の後ろに(同配)
5所得金額調整控除	を付して記入してください。
6退職所得のある配偶者	❸給与収入金額が850万円を超える者のうち23歳未満の扶養親族を有する者、若しくは特別障害者で
又は扶養親族がいる場合	ある配偶者や扶養親族を有する者で所得金額調整控除の適用を受ける場合は、扶養親族の氏名に(調
L	整)を付して記入してください。※ただし、扶養親族欄に氏名の記載がある場合は省略可。
	⑤令和5年中に退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名の後に『(退職・続柄・生年月日・障害区分・)
	寡婦ひとり親・令和5年分の退職所得を除いた合計所得金額)』を記入して下さい。
	【例:山形華子(退職・妻・昭和 51 年 5 月 5 日・普通障害・430,000 円)】
⑨ 生命保険料の金額の内訳	生命保険料の支払い金額の内訳を記入してください。
⑩ 基礎控除の額	年末調整をした受給者で合計所得金額の見積額が 2,400 万円超の場合は記入してください。(32 万円
	or16 万円) ※2,400 万円以下の場合(48 万円)は記載不要。2,500 万円超の場合は(0 円)適用なし。
① 所得金額調整控除額	給与収入金額が850万円を超える者で本人が特別障害者である場合又は、23歳未満の扶養親族を有す
	る者、若しくは特別障害者である配偶者や扶養親族を有する者で、所得金額調整控除の適用を受ける
	場合は【(給与収入金額-850万円)×10%】に相当する金額を記入して下さい。※限度額 15 万円
12 寡婦	夫と離婚した後婚姻してない者のうち、子以外の扶養親族を有する者で、前年の合計所得金額が500万円以
(該当受給者にのみ○を記入)	下であり事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者又は、夫と死別・生死不明者のうち、
※ひとり親に該当する者は除く	前年の合計所得金額が 500 万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者。
⑬ ひとり親	婚姻歴及び性別に関わらず現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子(他の者の扶養親族である者
(該当受給者にのみ○を記入)	以外で総所得金額等の額が 48 万円以下の者)があり受給者の合計所得金額が 500 万円以下で、事実上
※寡婦控除との併用不可	婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者。
④ 受給者生年月日	元号は漢字(『明治』『大正』『昭和』『平成』『令和』)で記入してください。
·	